

令和6年10月25日

白岡市議会 議長殿

一般社団法人 中国における臓器移植を考える会

代表 丸山治彦

東京都新宿区西新宿3丁目3番13号

西新宿水間ビル6階

臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための 法整備等を求める意見書提出の陳情

陳情の趣旨

国際社会と足並みを揃え、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備と適切な臓器移植が行われる必要性について啓発を求める意見書を国へ提出することについて陳情します。

陳情の理由

世界では移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、日本人が思わぬ医療事故や犯罪に巻き込まれるリスクは増加しています。

この状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしています。国際移植学会（TTS）および国際腎臓学会（ISN）は2008年、人体器官の取引を犯罪とし、移植ツーリズムの防止を署名国（135カ国）に求める「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明しました。不正な臓器移植に対処する法律も各国で制定され、2008年のイスラエルを筆頭に、2010年スペイン、2015年イタリア、2015年台湾、2019年カナダ、2019年ベルギー、2022年英国で関連法が整備されています。

我が国では、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会および日本透析医学会が2022年12月が、前記の宣言内容の履行強化を誓う「イスタンブール宣言2018 5学会共同声明」を表明しています。しかし、それに対応する法律はいまだ整備されていません。

我が国の臓器提供は年間約100件程度にとどまり、希望者数の0.6%程度（公益社団法人日本臓器移植ネットワーク出典）しか移植手術を受けられないといった、深刻なドナー不足があります。この現状から、海外へ渡航移植する人は後を絶ちません。厚生労働省の調査によれば、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人に上ります。

海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしない斡旋を行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在しています。実際、国の認可を受けずに臓器移植の斡旋を行ったとして、NPO法人の理事が逮捕、起訴されています。このほか、国連人権報告官より、臓器移植のために無実の囚人を搾取していると指摘されている中国に対して、我が国の民間企業は免疫抑制剤を供給したり、医療機関が技術指導を行うなど、人道問題への取り組みに積極性を欠いているとの国際社会からの批判も受けています。

このような状況を踏まえ、貴議会におかれましては、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備を求める意見書を提出することを強く要請致します。

本意見書の提出は、我が国が人道問題に積極的に取り組み、国際社会における責任を果たすため、そして、国民の生命と人権を守るための重要な一歩となります。貴議長殿をはじめとする議員各位には、本陳情にご理解いただき、意見書の提出にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める
意見書（案）

世界的な移植用臓器の不足を背景に、臓器の確保を目的とする不正な臓器取引、人身取引、移植目的の渡航等が、世界における医療の倫理的問題や人権を侵害する大きな問題となっている。

このような問題に取り組むため、国際移植学会（TTS）および国際腎臓学会（ISN）は2008年4月に、臓器取引・人身取引の犯罪化し、移植ツーリズムの防止を掲げた「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明した。日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会および日本透析医学会は2022年12月、「移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく」「必要とする人々に分配されなければならない」等とする「イスタンブール宣言2018 5学会共同声明」を表明した。

国内では、現在約1万6500人もの人が移植を希望し登録している（公益社団法人日本臓器移植ネットワーク）が、臓器提供は年間で約100件となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題である。この現状から、海外での臓器移植を求め渡航する人は後を絶たない。厚生労働省の調査によると、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人に上る。いっぽう、海外での臓器移植は手術後に患者が死亡する危険な事例もあるほか、違法な臓器売買を疑われた場合、帰国後、国内の医療機関での診療を拒否される場合もある。

渡航移植は、邦人が思わぬ医療犯罪や非人道犯罪に巻き込まれる恐れがあるものの、我が国には渡航移植を制限する法律はなく、いつ、どこで、誰が、どのような手術を受けたのか、自治体や医療機関は確認することができない。したがって、臓器提供の透明性を確保する制度の整備は必要である。前記宣言にならい、不正な臓器取引の禁止、移植ツーリズムの防止、さらには、適切で公正な臓器移植に関する啓蒙や教育の一層の強化も欠くことはできない。

よって〇〇議会は、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備等に早急に取り組むことを求める。

以上、地方自治法第〇〇条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議会議長

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

